大谷ループは、令和６年能登半島地震により、地すべり土塊が大きく滑動し、道路面の浮き上がりや開口亀裂、法面の押出し、法枠工の捲れ上がり、アンカー工の抜け・破断、上部平坦面や道路の開口亀裂、斜面上部の崩壊等、至る所で顕著な変状が発生している状態である。

大谷ループ起点側に令和６年能登半島地震により被災した烏川大橋があり、橋梁補修工事と近接するため工事が輻輳する可能性がある。また、能登半島地震からの復興のため早期の交通開放を求められている。

このような状況で、工事の早期完了及び確実な工期の厳守のため、大谷ループの交通開放を早めるための効率的な施工方法の工夫や、能登半島地震の大きな影響を受け大きく滑動した不安定地山での地すべり等を誘発させない確実な施工及び工事中における地質状況の変化が確認された場合等の対応が求められる。

このため、地すべり抑止工・抑制工や擁壁工の工期短縮及び特殊な箇所での擁壁工の復旧に関する技術提案を求める。

以上から、施工者独自の高度な技術力（想定される不確定要素への対応等）の活用が必要であるため、技術協力・施工タイプを適用し、ループ構造の道路部における地すべり対策及び復旧工事に関する技術提案を求める。

技術提案を求めるにあたっての諸条件は、業務説明書のとおりとする。

技術提案に対する評価項目、技術提案による評価基準は、業務説明書のとおりとする。

技術提案については、下記⑶を評価項目とし、業務説明書及び設計図書に基づき、施工場所の現場条件、周辺環境等にも配慮した技術提案書を提出すること。

また、技術提案に対する評価については、原則として各提案ごとに現場条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価し、合算する。

⑶　評価項目について　提出された技術提案については、下記①及び②の評価項目について審査を行う。

①　地すべり抑止工・抑制工や擁壁工の工期短縮に関する提案：60点

・的確性及び実現性について評価する。

②　特殊な箇所での擁壁工の復旧に関する提案：40点

・的確性及び実現性について評価する。

⑷　技術評価に関する事項　本案件の技術評価方式は、技術提案評価項目により、技術提案書の技術評価点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する方式である。

⑸　設計業務成果等の閲覧　本工事においては、設計業務成果を閲覧することができる。

なお、閲覧に係わる詳細は業務説明書による。

⑹　技術提案書の作成及び提出方法　技術提案書は、業務説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする）にて受付期間内必着で１部提出すること。なお、電子メールの送信先は下記５⑴に確認し、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

１）二次審査の申請書及び資料の提出

ア）電子入札システムによる受付期間：令和７年９月４日から令和７年10月３日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和７年10月６日９時00分から13時00分まで。

イ）郵送、託送又は電子メールによる受付期間：令和７年９月４日から令和７年10月３日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和７年10月６日９時00分から13時00分まで。

⑺　技術提案に対してのヒアリング

１）技術提案のヒアリングは、令和７年10月10日から令和７年10月16日のいずれかの日とする。なお、ヒアリングの日時、場所及び方法は、別途連絡する。また、出席者は３名以内とする。

２）事故、異常気象等のやむを得ない理由以外でヒアリングを欠席した場合は、技術提案を無効とすることがある。

⑻　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高いものが複数者いる場合、下記の１）から３）の順で優先交渉権者を選定するものとする。

１）技術提案「①地すべり抑止工・抑制工や擁壁工の工期短縮に関する提案」の得点が高いもの

２）技術提案「②特殊な箇所での擁壁工の復旧に関する提案」の得点が高いもの

３）北陸地方整備局における一般土木工事の有資格者名簿の上位者

なお、３）について、地域維持型ＪＶの場合は代表者の順位とする。

４　優先交渉権者に関する事項

⑴　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合せを実施した上で、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思を確認した上で技術提案を反映した技術協力業務を改めて実施する。

５　説明書の交付及び申請書の提出に係る事項

⑴　担当部局　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課契約係
電話025―280―8880（代表）　内線2526
電子メール
keiyaku-koujigyoumu@hrr.mlit.go.jp

⑵　説明書等の交付期間　説明書等（文書類、数量総括表、仕様書、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記１）のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある）。

なお、書面による交付を希望する場合は、下記２）に電話又は電子メールにより申し込むこと。電子メールの送信先については、下記２）に確認すること。ただし、電子メールによる場合は着信確認を行うこと。

１）アドレス：https://www.e-bisc.go.jp/

２）交付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係
〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館
電話025―280―8880（代表）　内線2526
電子メール
keiyaku-koujigyoumu@hrr.mlit.go.jp

３）交付期間：令和７年７月22日から令和７年10月３日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

４）書面による交付方法：上記３）の期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びＣＤ等を同封し、上記２）へ郵送又は託送すること。ＣＤ等に複製したものを折り返し託送する。（窓口交付は行わない）

６　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　免除

２）契約保証金　免除

⑶　技術提案書の無効　提出した技術提案書、申請書または資料に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

⑷　優先交渉権者に係わる技術提案　提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案内容について、いかなる相談・協議を行ってはならない。これに違反した場合は、当該案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

⑸　配置予定監理技術者等の確認　優先交渉権者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⑻　本業務に直接関連する他の工事の請負契約を本業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無（随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、業務説明書参照。）